

「中国都市部における公的年金制度改革に関する制度・実証分析  
—構造的特質と年金改革の所得分配効果を中心として—」

1. 論文の構成

何氏の論文は、中国の年金制度の特徴と変遷を経済改革との関連を通じて明らかにしつつ、都市部の賃金・年金に関する個票データに基づき、さまざまな個人の年金の負担と給付の実態を明らかにしたものである。序章と終章を除く本体は下記の通り5章からなり、第1章と第2章は制度分析に、第3章と第4章は個票による分析に、第5章は最新の改革の評価にあてられている。以下では、各章の概要について述べ、博士論文としてふさわしい内容であるか評価を行う。

序章 論文の目的と分析の枠組み

第1章 計画経済体制下の年金制度の形成・変容・再整備（1951～1978年）—税方式の年金制度と他の経済制度の補完的關係

第2章 個人勘定をもつ部分積立方式の社会保険年金制度への移行（1979年～）—経済体制の移行による年金制度の構造変化

第3章 適用対象と給付水準からみた年金制度改革の初期条件—1995年中国都市部家計調査データを用いた検証

第4章 公的年金制度改革と所得分配効果—「2002年中国城市住戸調査」データに基づいた実証分析

第5章 世代政策の視点からみた年金財政と最新の改革案

終章 主な結論とその含意

2. 各章の概要

第1章の課題は、計画経済期（1950～1970年代）における年金制度の基本的性格を財政制度、企業管理制度との関連において整理することに置かれる。主な論点は以下のとおりである。都市国有セクターの職員・労働者を対象とする計画経済期における年金制度は、「労働保険」という名のもとに企業（事業単位）単位で年金会計が管理されていたことから、一般に企業ベースの賦課方式による年金制度と位置づけられている。しかし計画経済システムにおける政府-企業関係に着目するならば、むしろ「税方式の賦課方式の年金制度」と理解すべきものである。そう理解することにより、企業にとっての保険料・年金給付負担、また個人にとっての年金給付が、実質的に財政補助金（もしくは一種の免税）という性格をもっていたことが明確になる。また当然ながら、計画経済期における年金制度には、市場経済下の年金制度における保険、強制貯蓄および

所得再分配といった機能は備わっていなかった。

第2章は、改革期（1980年代以降）における年金制度改革を詳細に跡付けたものであり、以下のようにまとめられる。中国の年金制度改革は、まず「下から上へ」（地方から中央へ）という方向で進み、その後「上から下へ」への中央政府主導による全国規模の改革が開始された。これは先進諸国における年金制度改革が基本的に「上から」進められたのと対照的である。全国レベルの制度改革の節目は1991年、1995年、1997年であり、この3回の改革を経て、社会保険方式にもとづく、個人勘定をもつ部分積立方式による年金制度の構築という改革の方向は定まった。しかし新制度の実施は難航しており、今日においても年金財政の赤字が深刻なことで、年金基金管理の一元化が実現できていないこと、地域間に著しい年金財政の格差が存在すること、加入率が低迷したままであること、保険料未納率が高いことなど、多くの深刻な問題を抱え込んでいる。

このように第1章および第2章は、以下で展開される個票データを用いた実証分析の準備作業という役割を超えて、中国都市部における年金制度の研究として独自の価値を持っている。先行研究の多くが視点を年金制度それ自体に限定し、制度の外形的変化を記述するに止まっているのにたいし、本論文は、経済システムの移行過程における制度間の補完関係を重視し、年金制度が企業制度、雇用制度、財政制度など関連する他の諸制度との関係において如何に変容してきたかを丁寧に議論している。それにより、年金制度改革が難航している根本的な原因が、他の諸制度との補完的關係が市場経済化の過程で崩れたために、年金の負担・給付構造における世代間・世代内格差が顕在化し、個人のみならず企業・地方政府まで新しい制度から逃避するインセンティブが生じている点にあることが説得的に述べられている。

第3章は、中国における年金加入者や年金給付額の実態に関する基礎的な検討を行ったものである。中国では1990年代に大規模な年金改革が行われたが、改革に際しては、旧制度の問題点として、(1)年金制度の適用対象者が一部の家計に留まっていること、および(2)所得代替率が国際的水準と比較して高いことの二点が年金財政の負担を重くしている要因とみなされていた。しかしながら、上記の二点は主にマクロデータから得られた推測であり、家計・個人レベルの個票データに基づくものではなかった。それゆえ、年齢や性別・家計構成などの属性を考慮にいたした上での年金加入率（以下、カバー率）の算定や、国際的に比較可能な所得代替率の計算はされておらず、低いカバー率と高い所得代替率という主張がどこまで正しかったのかはかならずしも明らかではない。また、実際に1997年の改革以降、予測と異なり年金財政は改善されなかったという事実は、改革前における現状認識に誤りがあった可能性を示唆している。本章では、1996年初頭に行われた中国都市部家計調査の個票データを用いて1995年における年金のカバー率と所得代替率を計算し、改革前の年金制度の実態を分析している。分析結果は下記のとおりである。

- (1) 中国の年金制度適用対象者は国有部門と集団所有部門の労働者に集中しているが、都市部20歳人口に限った場合、少なくとも7割は適用対象となっており、カバー率は低いとは言えない水準にあった。
- (2) 年金給付額を現役世代の賃金で割った所得代替率は、男女を区別せずに計算した場合は

80%程度と高い水準になるが、ILO の定義に従い、青年男性就労者の賃金を用いた場合は70%程度となる。部門・属性別にみると、企業部門が58%、官公庁が92%、国有部門が77%、集団部門が58%、男性が84%、女性が63%と、所得代替率には大きな格差が存在している。

以上のように、改革前の中国の年金制度適用者カバー率は7割以上であり、低いとは言えず、所得代替率も70%程度であり、こちらは低くはないが、著しく高いとも言えない水準にある。しかしながら、著者は年金財政制度への不安材料として、国有・集団部門における就業者が低下していることをあげており、これが近年の年金制度扶養率を高め、年金財政の悪化要因となると論じている。また、年金受給額のみでは日常生活に必要な消費支出を賄えないと思われる家計が20%以上存在しており、深刻な所得格差の存在を示唆している。

第4章は、中国統計局「2002年中国城市住戸調査（中国都市部家計調査）」の個票データを用い、年金加入者の生涯でみた負担と給付の推計に基づいて、年金制度がどのような所得移転を引き起こしているかを実証的に分析したものである。

分析に用いたデータは「2002年中国城市住戸調査」の個票データのうち、使用許可を得た遼寧省、四川省、広東省の三省のデータである。調査項目は、所得、消費、資産等に加え、勤務開始年齢、性別、学歴、就業状態等である。三省合計で26072のサンプルのうち、20歳から60歳未満の就労者である8576サンプルを対象に分析を行っている。

生涯における保険料負担を求めるために、何氏は、まず、賃金を年齢、勤続年数、性別、学歴、企業形態、職種・業種等の変数に回帰させて賃金関数を推計した。賃金関数の当てはまりは良好で、説明変数の係数もほぼ理論どおりの値であった。そして、この賃金関数から、個々人の生涯にわたる賃金の流れを推計し、現行制度で定められた保険料率と給付の算定方式をもとに、生涯の保険料負担・給付を計算することで、個々人の所得移転の大きさを推計した。

なお、生涯所得や保険料負担等を推計する際、恒常所得を規定する説明変数のリストが必ずしも完全ではないことから、賃金関数の推計式の残差の一部を恒常所得に加えるという King and Dicks-Mireaux(1982)の方法を採用している。この手法は、世代別の平均的な負担と給付の関係を把握するためだけなら不要かもしれないが、年金制度が消費・貯蓄等に与える影響を分析するためには重要な手法である。

分析の結果、2002年時点で35歳前後の世代で給付と負担がほぼ等しくなり、それより若い世代は負担超過となることが示された。また、同一世代内部での純移転額をみると、45歳以上の年齢階層では逆進的な所得移転が行われていることも明らかになった。さらに、企業の形態別にみると、国有企業や外資・合弁・株式会社では若い世代の負担が重いこと、しかし、個人・私営企業では若い世代でも純移転は正になっていることが明らかになった。これは個人・私営企業の保険料率が18%と低いこと（通常は28%）、所得水準の低いことが原因だと論じられている。いずれも、個票データに基づく何氏自身の分析結果であり、中国の年金の実態を知り、その改革を考える上で重要な結果である。

第5章、「世代政策の視点からみた年金財政と最新の改革案」は、第1章から第4章までの分析をもとに、中国の最新の年金改革である2005年改革の暫定的な評価を行ったものである。この改革により、給与所得者の保険料率には変化はないが、個人年金口座の保険料は、11%から8%に引き下げられ、基礎年金の財政基盤の強化が図られた。一方、所得捕捉の困難な自営業者の定額保険料は、地域の平均賃金の20%とされた。

第4章のモデルに従って、2005年改正の分析を行い、次の結果を得た。第1に、すべての世代で給付額が増大する。第2に、世代別に見ると、中高年世代と若年世代の間の格差はむしろ拡大する。第3に、所得階層別に見ると、低所得者に不利となり、自営業者などの年金加入意欲を促進することが困難である。とくに、低所得者の負担増大は大きく、支払能力から考えても、今後この層の年金加入インセンティブをいかに高めるかが問題となる。

モデルから得られた、負担と給付の関係は以上であるが、2005年改正によって賦課方式部分の給付が増大し、それにより年金債務額が増加している。この債務増加額を賦課方式部分に割当てられた保険料でまかなうことができるのかという、制度のより根幹に関わる問題もある。また、年金の負担額には地域間格差があり、今後、地域的に見て年金の適用範囲をどこまで拡大できるかという問題も残されている。この意味で、第5章は2005年改革の暫定的な分析となっている。

### 3. 論文の評価

以上、各章の概要について述べた。このうち、第3章は『海外社会保障研究』、第4章は『アジア経済』に投稿し掲載されている。この論文は、これらの章にさらに改訂を加え、第1章および第2章では、計画経済体制から現在にいたる年金の制度的変革について考察し、第5章は最新の改革の評価を行っている。制度、実証のバランスも兼ね備えた、これまでの中国の年金分析にないすぐれた貢献となっている。とくに、第4章は生涯賃金の推計を通じて、年金の負担と給付の推計を行い、年金内部における所得移転を明らかにしており、博士論文として高く評価できる。

博士論文の審査過程で、改善に向けての意見が出された。第1章・第2章では、年金をめぐる制度的初期条件を探り、制度改革の経路依存性を明らかにするという趣旨から、地方レベルの年金制度改革の実態分析、すなわち政府間財政関係や地方政府-企業間関係に関する、より具体的で突っ込んだ議論の必要性が指摘された。すなわち、計画経済期からすでに地方分権的性格が強く存在し、地方政府は国有企業にたいして、年金も含めて、計画経済期から一貫して独自の利害関係を持ち責任を負っていた。その結果、年金財政における地域間格差の問題が「下（地方）から」顕在化したとも考えられる。第3章および第4章では、論文で明らかにされた実態分析の上に、年金に関わる基本統計の推計に加えて、年金受給と家計行動の間の分析、具体的には、年金が消費や貯蓄に与える影響についての分析も行うことができることが指摘された。

以上、制度および家計行動への影響など面で、今後さらに研究を改善し、発展できることが指摘された。しかし、中国の年金研究として、制度分析および個票を使った丹念な分析の両面において、何氏の業績は、高く評価することのできるものである。審査員一同は、何立

新氏が一橋大学博士（経済学）を授与されるべき資格を十分有していると判断する。

2006年7月12日

寺西重郎

田近栄治

佐藤宏

麻生良文

阿部修人